

総人件費改革の進め方について

平成 17 年 7 月 27 日

牛 尾 治 朗

奥 田 碩

本 間 正 明

吉 川 洋

総人件費改革は、「小さくて効率的な政府」への第一歩であり、政府も身を切る姿勢を明確に示さなければならない。思い切って総人件費を削減するため、政府の業務そのものを抜本的に縮減することが不可欠である。秋に策定する「基本指針」においては、次の事項に留意し、国民に納得のいくものにすべきである。

1. 国・地方の基礎的財政収支黒字化を目指す“歳出・歳入一体改革”と整合的なものとし、総人件費を実額で相当程度削減する必要がある。その際、特殊法人、独立行政法人等も含めた公的部門全体の総人件費を対象とすべきである
2. 給与については、民間賃金体系の変化を踏まえた給与制度となるよう、一段の見直しに取り組むべきである
3. 定員については、第一歩として、“次期定員削減計画”を、着実に策定すべきである。その上で、民間が厳しいリストラに取り組んでいることを踏まえ、国民が納得する国の「純減目標」を設定すべきである
(注) 昨年 12 月 24 日に閣議決定された「今後の行政改革の方針」により、次期定員削減計画では、平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間に、定員の「10%以上を削減することを目指す」こととされている。
4. 上記を実現するため、従来の延長線上ではなく、地方支分部局の本格的な見直し、市場化テストの実施などによる組織・業務の抜本的な見直しに踏み込む必要がある
5. 実効ある改革を進めるため、政府の取組体制を強化し、経済財政諮問会議で「基本指針」を策定した後、それに基づいて、政府としての具体的な施策をとりまとめた実行計画を年内に策定することが必要である